

令和4年度 社会福祉法人いいたて福社会事業計画（案）

1. 令和4年度 社会福祉法人いいたて福社会事業計画・・・	1
2. 令和4年度 特別養護老人ホームいいたてホーム事業計画	2～16
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2～4
(1) ひだまりの家事業計画・・・・・・・・・・	5～6
(2) ぬくもりの家事業計画・・・・・・・・・・	7～8
(3) やすらぎの家事業計画・・・・・・・・・・	9～10
(4) せせらぎの家事業計画・・・・・・・・・・	11～12
(5) だんらんの家事業計画・・・・・・・・・・	13～14
(6) こもれびの家事業計画・・・・・・・・・・	15～16
令和4年度 いいたてホーム医務室事業計画・・・	17～18
令和4年度 厨房事業計画・・・・・・・・・・	19
3. 令和4年度 いいたて在宅介護支援センター 指定居宅介護支援事業計画・・・・・・・・・・	20～21
4. 令和4年度 事務室事業計画・・・・・・・・・・	22

1. 基本方針

地域と共に、快適に過ごせるよう福祉の拠点づくりと、多様化する福祉サービスのニーズの発掘と提供をして行く。

また、人材不足等に係る課題は、経営及び運営においても大きな影響をもたらしていることを踏まえ、法人役員として定期的な理事会及び評議員会、監事会を開催し、様々な課題や問題を解決に導き、安定した基盤づくりに取り組む。

2. 業務内容

＜理事会＞ 4ヶ月を超える間隔で2回以上（年3回）

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

※ 事業計画、予算、事業報告、決算の承認等

＜評議員会＞ 会計年度終了後3ヶ月以内に1回（年1回）

以下の事項について決議する

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

※ その他必要に応じ適宜、理事及び評議員を召集し審議する。

＜監査＞ 理事の職務の執行等について（年1回）

- ・ 当該年度の事業報告及び附属明細書、理事の職務遂行状況、計算関係書類及び財産目録等の調査
- ・ 監事は、理事会及び評議員会に参加

＜評議員選任・解任委員会＞（理事会からの選任候補者の選任及び解任の提案時）

- ・ 評議員の選任及び解任

3. 役員研修等

- (1) 県等が主催する研修会に参加（理事・評議員・監事研修）

新着情報や制度改正等をいち早く収集し、安定した基盤づくりに役立てて行く。

- (2) 関係機関が主催する研修会に参加（役職員研修）

情報の共有を基に、関連機関と足並みを揃え新しい取り組みや改善を試みる。

4. その他

今後の経営戦略と運営方針について

役員は、法人経営の安定を目指し次の件について取り組む。

- ・ 人材確保のための施策
- ・ 在宅福祉サービス及び新たな事業の検討

令和4年度 特別養護老人ホームいいたてホーム事業計画

1. 基本方針

- (1) 家庭の延長と感じられる“居心地の良い”環境づくりをしていきます。
- (2) ニーズに沿ったケアが提供できるよう「質の向上」を図っていきます。
- (3) 継続的なチームケアと人材育成に努めていきます。
- (4) 自然災害や新型コロナ感染に備え、BCPに基づいたマニュアルを周知、円滑に事業の継続を行えるようにしていきます。

2. 各家の基本的な取り組み

(1) 生活・環境面の充実

取組	具体的内容
1. 居心地の良い環境づくり (安らげる環境)	1-① 共有の場所とプライベート空間の見直し。 ② 馴染みのある家具等の多用。 ③ 整理整頓、清潔保持、消臭対策の徹底。 ④ うたた寝が出来るような環境(場所等)をつくる。
2. 生活リズムの維持	2-① 職員間でプラスαの情報を共有。 (24Hシートも活用→サービス計画→ケア会議時) ② 生活習慣と意向を尊重。(就寝や起床時間を個別毎に対応等) ③ 体調の変化に合わせケアの見直し。
3. 家庭的な雰囲気づくり	3-① 入居者と世間話の時間を増やす。 ② 一人ひとりの誕生日祝を継続。 ③ 一緒にテーブルを囲み職員も同じ食事を摂る。 ④ ご家族との面会時に近況を報告、次回の面会に繋げる。 ⑤ 生活の音や匂いが感じられる空間をつくる。(間を大切に)

(2) サービスの質の向上

(食事)

取組	具体的内容
1. 体調に合わせた食事	1-① 食べられるタイミングを見逃さない。(起床時に合わせる等) ② 食事の嗜好、咀嚼、嚥下の現状を把握。 ③ 食事形態の選定。 (常食、軟食、ソフト食、キザミ食、ペースト食、ゼリー食等) ④ 適正な水分の粘度調整。(トロミ剤での調整) ⑤ 経管栄養注入時の安全管理。 ⑥ 環境を整える。(姿勢、テーブル、椅子の調整等)
2. 家庭的・季節感を味わう	2-① 季節感が味わえる行事食の提供。 ② 家内での炊飯やみそ汁作り。 ③ 家庭菜園から野菜を収穫し調理。 ④ 食事中の会話を楽しむ。
3. 口腔内清潔保持	3-① 毎食後の口腔ケアと用品選定。 (歯ブラシ、スポジカ、クルリーナ、マウスウォッシュ、泡フォーム等) ② 義歯管理、自歯の保持。 ③ 口腔ケア体操や会話を増やし摂取機能の維持。

(排泄)

取組	具体的内容
1. 体調に合わせる	1-① 排泄パターンの把握と排泄用品の選定。 (紙おむつ、パット、リハビリパンツ、布・失禁パンツ等) ② 意向の尊重とプライバシーに配慮した介助。
2. オムツからトイレ介助へ移行	2-① トイレで爽快感を味わってもらう。 ② 水分摂取と排泄の形状や量の観察と調整。 ③ 座位保持可能な方のトイレ介助。(福祉用具活用、2人介助等)
3. 皮膚の保護	3-① 皮膚トラブル防止。(陰部洗浄・清拭、ワセリン塗布等) ② 蒸れ防止に努める。

(入浴)

取組	具体的内容
1. 体調に合わせる	1-① 体調に合わせた入浴形態の検討。 (ユニット内の個浴、天板式機械浴、チェアインバス等) ② 介助が難しい時は、福祉用具の活用や2人介助で行う。 ③ 皮膚の状態により個々に合ったシャンプーやソープを使用する。
2. 快適な入浴	2-① お湯加減(38~40℃)、浴室温度(23~25℃)を常時確認。 ② マンツーマン介助にて、ゆったりとした入浴の提供。 ③ 季節に合わせた入浴。(お風呂の日を設け、ゆず湯や菖蒲湯等を提供)

(自立支援)

取組	具体的内容
1. レクリエーションへの参加	1-① 朝のラジオ体操で体の目覚めを促す。 ② 口腔ケア体操で嚥下機能の低下防止。 ③ レク体操で機能維持や交流を楽しむ。
2. 趣味や生きがいづくり	2-① クラブ活動の開催。 ・ 手芸、貼り絵、塗り絵等。(ホールで週1回) ・ カラオケ。(西・北棟別に毎週日曜日) ② 完成品は文化祭へ出品、地域との繋がりを図る。 ③ ユニット毎、個々に合わせた役割を提供。 (洗濯物たたみ、おしぼりづくり、食事配膳のお手伝い等)
3. 買い物支援	3-① 売店の開催(月1回) ・ 自分で選べる環境を提供、達成感を味わって頂く。 (事前に嗜好品や必需品等を聞き売店に揃えておく)

(重度化ケアと看取り)

取組	具体的内容
1. 最期まで諦めないケア	1-① ベッド環境をより安楽に。(マットレス・寝具の選定と見直し) ② 苦痛を感じさせないケア。 ・ 手足の冷感対策。また、褥瘡を作らない。 (体調に合わせた体位交換と安楽なポジショニング) ③ 口から食べられる。 ・ 嚥下状態に合わせた食事提供。 ・ 少量でも味わうことの思いを大切にす。 ④ 体に負担がかからない入浴方法。 ・ その日の体調に合わせて看護師と相談。 ・ 入浴出来ない時は清拭で保清。
2. 孤独感を感じさせない	2-① 希望によりベッド毎フロアに移動、皆と同じ場所へ。 ② 居室内でも好きなことをして頂く。(趣味等) ③ 職員とのスキンシップを1日1回は行う。 ④ 家族との面会時間を多く持てるよう働きかける。

3. 人材育成

(職員育成)

取組	具体的内容
1. 職員育成	1-① 介護・福祉関連資格取得への支援。 ② 高度な介護技術や専門的知識を深める。 ・ 施設内外の研修や委員会に参加、全介護職へフィードバック。 ③ チームケアで日常生活の継続支援。 ・ 家内会議で詳細な情報を共有。 ・ 申し送りの徹底。 ・ サービス計画の理解と連携。 ④ 多職種との連携。 ・ ケア会議や各委員会等で情報交換や勉強会を実施。
2. 会議、委員会の充実	2-① 各会議の適宜開催。(4会議) ・ 職員会議、家長会議、家会議、ケア会議

	② 各委員会の開催。(6委員会) ・ 身体拘束委員会、食事・口腔ケア委員会、感染症対策委員会、事故防止対策委員会、排泄・褥瘡対策委員会、環境・設備委員会。
--	--

4. 運営等 (危機管理)

取組	具体的内容
1. 安全性と危機管理	1-① 身体拘束ゼロの継続。 ・ 状況により転倒防止と捉えるか行動制限と捉えるか等、ケア会議で検討し委員会へ。 ② 新型コロナウイルス感染防止対策。 ・ 出勤時の検温・手指消毒・うがい、常時マスク着用の徹底。 ・ 機器により施設内の空間除菌。 ・ 西北棟ホールに自動噴霧器設置。 ・ 食後のテーブルや共用部分、手すり等の除菌。 ・ 入居者のケア後の手指消毒必須。(特に排泄介助や口腔ケア) ・ 職員の外出時(県外)の事前行動報告。 ・ 新型コロナウイルス感染対応マニュアルの見直し。 ・ 新着情報の提供。 ③ 災害時の対応。 ・ 安全管理担当者、設備・環境委員会を中心に、施設内の環境、福祉用具等、不具合を適宜確認していく。 ・ 防災マニュアルの見直し等。(停電時に係る不具合の対応等)

(運営に関して)

取組	具体的内容
1. 介護報酬の理解	1-① 科学的介護情報システム(LIFE)を活用したPDCAサイクルの促進等。 ・ 栄養ケア・マネジメント、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算等に係る整備状況の点検と確認。
2. 入居者を迎える	2-① 適した居室、福祉用具(車いす)等の準備。 ・ 率先して受入体制を整える。

5. 年間行事

	内容		内容
4月	家族会総会、花見交流会	10月	外食ドライブ
5月	花見ドライブ	11月	芋煮会、ミニ運動会
6月	外食・ドライブ	12月	クリスマス会、餅つき
7月	七夕会	1月	新年会
8月	ホーム夏祭り	2月	節分、豆まき
9月	敬老会	3月	ひなまつり

1. 家目標

- (1) 認知症の心と行動を理解し、BPSD（認知症の行動・心理症状等）を和らげるケアを行う。
- (2) 日々の生活が、居心地良く過ごせるよう環境作りをしていく。

2. 具体的な方針

- (1) 認知症状のある方に対し、心を落ち着かせ暮らせる“居場所”をつくる。
- (2) 情報収集をしっかりと行い、些細な情報でも共有しケアに繋げる。
- (3) 体調や些細な変化に気付き、多職種と連携しながら、その人らしい最期を迎えることが出来るよう支援していく。
- (4) 年間を通し、感染症に対する知識や理解を深め、予防対策を徹底する。
- (5) 介護の質の向上を念頭に、スキルアップを目指し積極的に研修や勉強会に参加する。

3. 生活面について

<p>(1)生活面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ストレスを溜め込まない環境づくりを行う。 身体を動かし(ボール転がしや、風船バレー)、大きな声を出し(懐メロ・民謡・唱歌等) 元気に過ごせるお手伝いをする。 ② 落ち着いて過ごせるようフロアや居室の整理整頓を行う。(使い慣れた自分の椅子やソファの配置の検討) ③ 長時間居室で過ごす方の離床時間を増やすため、希望により、ホール等で交流できるような場を設ける。 ④ テレビや音楽鑑賞ばかりでなく、日々の身近な話題を取り上げ、コミュニケーションを深めていく。 ⑤ 洗濯物を干したり畳んだり、新聞紙を折ったり、縫物をしたり、生活の中に役割をつくり、充実した日々が送れるようお手伝いする。 ⑥ こまめに換気や手洗い、うがいなどを行い感染症予防に努める。
<p>(2)食事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 個々の状態に応じ食事形態の見直しを行う。 ② 食事量の低下や栄養状態に偏りがある方に対し、多職種と連携し、栄養補助食品や嗜好品の提供等を試みる。 ③ 落ち着いた雰囲気の中で食事が摂れるよう、テーブル配置や席替え、季節の花をテーブルに飾るなど環境を整えていく。 ④ 居室で食事を摂る方の気分転換を図るのため、体調を見ながら離床を促し、フロアで過して頂けるようにしていく。 ⑤ 食前体操をしっかりと行い、口腔機能の維持を保てるようにしていく。
<p>(3)入浴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 個々の入浴形態が現状に合っているか、適宜、見直しを行う。 ② 季節に合った入浴剤(ゆず・檜・桜等)を使用することで、季節を感じて頂けるようにしていく。 ③ 全身状況や皮膚の状態の観察を怠らない。(早期発見によりトラブルを

	未然に防ぐ)
(4)排泄	① 排尿・排便チェック表を活用しながら、肌に合ったパットの選定や排泄交換の時間、交換方法を検討し対応していく。 ② 医務室と情報共有しながら、個々の状態に応じ対応する。
(5)認知症 ケア	① ユニット内で情報を共有しながら統一したケア行う。 ② 問題をチームワークで解決できる環境をつくる。(一人で悩まないよう気軽に相談に乗れる体制をつくる) ③ 職員間で情報共有しながら前向きに取り組む。 ④ 何でも気軽に話せるような顔馴染みの関係をつくる。 ⑤ 一人ひとりの状態が其々違うため“今、して欲しいこと”を表情や言動・行動から判断し柔軟に対応できるようにする。

4. その他の取り組み

- 誕生会の開催：本人の食べたいケーキ等を準備、また、晴れ着を着ての写真撮影。
- 散歩：天候を見て実施（気候が良い日にゆっくり散歩・外気浴・日向ぼっこをする）。
- 野菜作り：5月中旬から9月頃まで畑を作り、季節の野菜の苗を育て、食する。
（カボチャ・じゃがいも・きゅうり・いんげん・なす・トマト等）
- 家料理：美味しい季節の食材を使い皆で一緒に食べる。

令和4年度 むくもりの家 事業計画（西棟）

1. 家目標

和やかに充実した生活が送れるような家づくりを目指します。

2. 具体的な方針

- (1) ご利用者の声に耳を傾け、必要とされるケアとは何かを考え柔軟に対応する。
- (2) 些細な変化でも、申し送りで共有しながら体調管理と事故防止に努める。
- (3) 職員が積極的に意見やアイデアを出し、新たなニーズに答えられるようにする。
- (4) ご家族との面会時には近況を伝え、また、家族への手紙等では日常生活が分かるような写真を添付するなど、家族の繋がりを大切にしていく。
- (5) 「報、連、相」を念頭に、何かあれば即、繋げる体制にしておく。
- (6) 新しくご利用者を迎える時は、ご家族から情報をしっかり得、家内で活かせるよう環境を整え、早く馴染めるようにする。

3. 生活面について

(1)生活面	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭の延長で、楽しみを持ち充実した生活を送れる環境づくり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縫い物や、塗り絵、計算問題を解く、テレビ鑑賞等を提供。 ② 機能低下防止と気分転換を図る。 感染症対策を鑑み、家内でのレクリエーションを充実させる。(ボール投げ、輪投げ、リズム体操、的当て、唄を歌う等) ③ 終末期を迎えられた方へのケア。 多職種と連携を密にし、孤独にならないよう身体的、精神的緩和に努め、不安を取り除けるよう声掛けを絶やさない。 ④ ベッド上で過ごされる方の機能低下防止。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々に合った福祉用具とポジショニングを提供する。 (体位交換用クッションと除圧マットレス、ムートンの活用) ・ 体調に合わせて離床時間を増やし、機能低下防止や褥瘡予防に努める。 ⑤ 不快なく過ごせるようにする。 ご利用者同士の会話が成り立たない時には、職員が間に入りサポートすることで、コミュニケーションが継続できるようにしていく。(筆談やその方のトーンで話す)
(2)食事	<ul style="list-style-type: none"> ① 食べ易い食事の提供と誤嚥予防。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調の変化に合わせて、多職種と情報を共有し、食事形態の見直しを適宜行う。(ソフト食、ペースト食、全粥、軟飯、トロミ等) ・ 個々に合った食器、自助具等を使用し、食べる姿勢も整える。 ・ 食事前の口腔ケア体操(パタカラ体操)を行い唾液の分泌を促す。 ・ 食事がなかなか進まない方に対し、飲み込みの様子や眠気の状態を観察、急かさないで食事が摂れるよう声掛けしていく。 ・ 個々に合った口腔用品を使用し、口腔内のトラブルを無くしていく。

(3)入浴	<p>① 安全、安楽な入浴の提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皮膚が薄く内出血や裂傷が出来易い方への対応として、皮膚保護用のエアークッションや柔らかい素材のものを使用し、個々に応じ介助も複数で行う。 <p>② 季節を感じながら、ゆったりとした入浴の提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 菖蒲湯やゆず湯、又は、温泉気分を味わえるよう入浴剤を使用する。 ・ 個々により入浴時間を検討していく。
(4)排泄	<p>① 皮膚トラブル、褥瘡予防対策。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 尿量と皮膚に合ったパットの選定。個々に合わせた時間に排泄交換。 ・ 皮膚が薄く、裂傷や内出血の出来易い方は、細心の注意を払い、昼夜とも2人対応で排泄交換を行う。 <p>② プライバシーに配慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小さなバックに清拭タオルと陰部洗浄ボトルを入れ、入室し、他のご利用者に気付かれないよう排泄交換をする。 <p>③ トイレで排泄が出来る喜びと爽快感を大切にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安楽にできるよう、個々により2人介助で行う。 ・ 体調管理を怠らない。
(5)認知症ケア	<p>① 自尊心や感情を傷つけないよう、声掛けを十分注意し、信頼関係を築いていく。</p> <p>② 個々のペースに合わせ、その人らしさを出せるよう支援していく。</p> <p>③ 夕暮れ症候群的な行動が見られる時には、本人の立場に立ち、共感と行動を共にし、寄り添う。また、冷静な声掛けにより落ち着けるよう関わりを大切にする。</p> <p>④ 自分だったら、又は、自分の家族だったらどうして欲しいか、常に考えながら関わる。</p>

4. その他の取り組み

- ① 土曜日のみそ汁作りは、ご利用者に刻んで頂き、共に調理し現存機能を維持する。
- ② 季節の野菜収穫時、家料理を8月～10月にかけて、ご利用者と一緒に行う。
- ③ 夏の菜園と花植えは、ご利用者が負担にならない程度とし、中庭で楽しむ。
(きゅうり、なす、トマト、とうもろこし、さつまいも等)

令和4年度 やすらぎの家 事業計画（西棟）

1. 家目標

尊厳を保ち、安心して生活できるよう、耳を傾け、不安等を与えないよう支援する。

2. 具体的な方針

- (1) 申し送りの徹底とケアの統一を図り、ご利用者の声を聞き逃さない。
- (2) 居室内の設えや、衛生面・環境を整え、落ち着ける場をつくる。
- (3) 気遣いなく意思が伝えられるような環境にしていく。
- (4) 終末期には、その人らしい最期が迎えられるよう、多職種間で連携し日々のケアにあたる。

3. 生活面について

(1)生活面	<ul style="list-style-type: none"> ① 季節の生花等を飾り、居心地の良い生活空間づくりに心掛ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リハビリも兼ねて季節毎の生け花をして頂く。 ② 感染予防に対する意識を常に持つ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手指消毒や居室の換気・加湿・室温管理を徹底していく。 ③ 気分転や日常生活に楽しみを持てるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外気浴やレクリエーション（ボール投げ、カラオケ、塗り絵）を行う。 ④ 浮腫み対策として。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マッサージや、足台を作り、足を上げることで浮腫み防止に繋げる。 ⑤ 現存機能の維持を自然に。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞畳みや洗濯物畳み等を日常化することで、役割と機能維持を図る。
(2)食事	<ul style="list-style-type: none"> ① 食事内容を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 嗜好を把握しながら体調に合った食事が摂れるよう対応していく。 ② 安全に食事が摂れるよう摂取状況を常に把握しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲み込み状況や咀嚼の確認。 ③ 食事を楽しく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛り付けや食器など工夫し提供する。 ④ 食前体操。 <ul style="list-style-type: none"> ・ パタカラ体操で口腔マッサージを行い、唾液の分泌を促進し食への意欲を図り、口腔機能向上に努める。 ⑤ 環境を整え、笑顔を見出せるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロアの一部をレストラン風に設えたり、中庭での食事会も行う。
(3)入浴	<ul style="list-style-type: none"> ① 入浴前後のプライバシーに配慮し、リラックスして入浴をして頂く。 ② 随時、体調変化に合わせた入浴が提供できるようにする。 ③ 皮膚トラブルに対しての対応。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人にあった入浴剤の使用や、クリーム等で保湿を行う。 ④ 時間に追われることなく、ゆったりとした入浴が出来るよう、職員は心

	<p>に余裕を持って対応していく。</p> <p>⑤ 安全に入浴出来るようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の移乗や移動、入浴方法を職員間で共有し、確認しながら進める。 ・ 移乗用ベルト等を活用し、ご利用者や職員の負担軽減を図る。
(4)排泄	<p>① 言葉遣いに注意すると共に、プライバシーへの配慮も怠らないようにする。</p> <p>② 排泄交換後のベッド内や居室の消臭対策・衛生面に気を配る。</p> <p>③ 陰部洗浄や清拭を行い、清潔・保湿に心掛ける。</p> <p>④ トイレ内の清潔・衛生面に気を配る。</p> <p>⑤ 個人に合ったパットやパンツの選定。</p>
(5)認知症 ケア	<p>① 行動や言動を否定せず受け止める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活動作の制限をせず、何故、その行動を取ったのかを理解し、見守っていく。 ・ 話しを十分に聞き、感情、行動の意味や思いをくみ取り、身体言語を活用しながら気持ちを支えていく。 <p>② 意志を尊重する。</p> <p>③ 心のケアにあたる。</p>

4. その他の取り組み

- ・ パタカラ体操やラジオ体操に力を入れ、毎日の習慣となるよう努める。
- ・ 家内でレクリエーションやカラオケを行い、気分転換を図る。
- ・ 畑で取れた季節の野菜を使い、家内で調理し美味しく頂く。
 - 5月 畑の土作り。
 - 6月～ 9月 夏野菜づくり（きゅうり、なす、しそ、トマト、かぼちゃ等）。
 - 8月～10月 採れた野菜を使い家内料理（食べたい料理をつくる）。
 - 11月 畑の片付け。
- ・ 味噌汁づくり（毎週土曜日）ご利用者に野菜を刻んで頂き味付けをして頂く。
- ・ ご利用者との時間を大切にし、話をしながらお茶を楽しむ時間を持つ。
- ・ 誕生会の開催（全員でカラオケ、贈り物、誕生ケーキでお祝いする）。

令和4年度 せせらぎの家 事業計画（北棟）

1. 家目標

我が家のように気兼ねなく、日々の生活に楽しみを見つけながら、その人らしい生活が送れるよう支援していきます。

2. 具体的な方針

- (1) 何気ない声掛けを大切に居心地の良い居場所づくりに心掛ける。
- (2) 得た情報は、職員に申し送り、毎日のケアに繋げる。
- (3) 居室やフロアの整理整頓、介護用品の使い易さなど気に留めておく。
- (4) 一年を通し感染症予防に対し意識しておく。（特に新型コロナウイルス感染症には留意する）
- (5) 専門職として些細な状態変化に気付き、特に終末期を迎える時期においては多職種の協力を得、最後までその人らしさを大切に生活できるようお手伝いをさせて頂く。
- (6) お互いに介護の質の向上と、必要とされる技術や専門性を吸収できるよう、自ら研修や勉強会に参加しスキルアップしていく。（同僚等の優れている部分も吸収する）
- (7) 認知症や持病が進行しても、本人の意志や言動を尊重し、妨げない介護を出来るようにする。（職員は慌てない、急がない、焦らない、応援を呼ぶなど余裕を持つ）

3. 生活面について

(1)生活面	<ul style="list-style-type: none"> ① 車いす自操を促し、手先の運動となるような働きかけをする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食の台車運びを兼ねた歩行訓練等で筋力維持。また、洗濯物畳みや新聞折り等の役割を持つことで遣り甲斐をつくる。 ② 出勤時には、寝たきりの方でも全員に挨拶をして回り、また、隣に腰掛け世間話もする。（個人に合ったソファや離床時間も考える） ③ 午前、午後の時間に家内で行える軽いレクリエーションを毎日行う。（輪投げ、ボール遊び、塗り絵や計算ドリル、カラオケ等） ④ 24時間を通し定期的に換気を行う。また、ケアの都度、職員・入居者共に手洗いや口腔ケアをしっかり行い感染症予防を徹底する。
(2)食事	<ul style="list-style-type: none"> ① 食事量にむらがある方、体重減が著しい方には、栄養補助食品や一品追加メニューで、なるべく口から美味しく食べられるよう工夫する。 ② 嚥下状態低下、病状の進行等の場合、食事形態の見直しを行う。 ③ 安全な姿勢で食べられるよう車いすから木製椅子へ移る。 ④ 起床時間に合わせた食事提供と、起床できるような働きかけをする。 ⑤ 拘縮予防のため、寝たきりの方でも昼食時には車椅子へ移乗する。 ⑥ 世間話、食前体操等を継続し口腔機能の維持に努める。 ⑦ 感染予防に留意した席の配置。
(3)入浴	<ul style="list-style-type: none"> ① 季節毎、菖蒲湯や柚子湯を楽しむ。 ② 個人に合った入浴剤、保湿剤、安全な入浴方法を選定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴剤／エモリカ、きき湯等。 ・ 保湿剤／ワセリン、処方の痒み止め、市販のボディクリーム。

	<p>③ 個浴であっても立位保持困難と判断した際、職員の応援を頂き、入居者・職員共に安全に行う。</p> <p>④ 状態変化に合わせた入浴日の変更を容易にする。</p> <p>⑤ 終末期であっても週2回の入浴を考える。清拭や手浴、短時間の入浴等臨機応変に行い、さっぱり感を感じて欲しい。</p> <p>⑥ 全身観察と衛生介助を行い、小さな変化にも気付けるようにする。必要な処置があれば医務と協力しケアにあたる。</p> <p>⑦ 拘縮が強い方の安全な入浴を行うため2人介助で行う。</p> <p>⑧ 福祉用具を使用し、両者共に安全な入浴となるよう工夫をして行く。</p> <p>⑨ 入浴拒否の方に、臨機応変に対応できる引出しを持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴時間をずらす。声掛けの職員を変える。訴えていることは何かよく話を聞き、観察も怠らない。
(4)排泄	<p>① 尿量チェック表等を活用し個人に合ったパットの選定、排泄交換時間や介助方向を見出す。</p> <p>② 医務と連携し、個人に合った下剤コントロールをする。また、普段はベッド上交換の方であっても、トイレでスッキリ感がある方については排便日のみトイレ介助対応を試みる。</p> <p>③ 一日一回の陰部周辺の保湿、その都度の洗浄と清拭対応。</p> <p>④ 羞恥心は誰しもが持つ感情であることを忘れず、介助方法や申し送りの仕方に注意する。</p>
(5)認知症ケア	<p>① ユニット内のチームワークを大切にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種と常に情報共有、意見交換を気兼ねなく行う。 ・ 職員間で助言し合い、個人のスキルアップを目指す。 <p>② 職員の名前が分からなくても、顔を見ればわかる、気兼ねなく声を掛けられると云った馴染の関係を築く。</p> <p>③ して欲しいことに気付け、その時々合ったお手伝いをする。</p> <p>④ 畑づくりや家料理を通し昔やっていたことを懐かしむ。</p>

4. その他の取り組み

- ・ 月ごとの誕生会開催（本人希望のケーキ準備、カラオケやプレゼント贈呈）。
- ・ アクティビティの実施（ボールや輪投げで運動、塗り絵や計算ドリルで活性化）。
- ・ 野菜畑づくり5月 畑の土づくり、苗や土の購入等。
6～9月 夏野菜づくり（なす、キュウリ、かぶ、大葉、いんげん等）。
10月 畑の片付け・冬野菜作りに向けての苗購入と準備。
- ・ 家料理の開催（収穫した野菜を使って主に夏場の時期に開催。冬は漬物作りをする）。

令和4年度 だんらんの家 事業計画（北棟）

1. 家目標

一人ひとりに適したケアに心掛け、意思を尊重しながら家庭的で居心地の良い雰囲気を作っていく。

生活パターンを把握し、個々に合わせたケアを提供し、毎日が笑顔で過ごせるよう心掛けていく。

2. 具体的な方針

(1) ユニット内、他ユニット、多職種と連携し統一したケアを行い、ご利用者を第一に考えて行動する。また、「報告・連絡・相談」の基本を怠らない。

(2) 認知症ケアとは何か、再考しコミュニケーション能力を高め信頼関係を築いていく。
(否定せず、寄り添ったケアに心掛け、安心して過ごせる居場所を提供する。)

(3) 感染症（インフルエンザ、新型コロナ等）対策を徹底し、不安なく生活できるようにする。

3. 生活面について

(1)生活面	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染症対策として、ご利用者や職員の体調管理はもとより、手洗い、うがい、手指消毒を徹底する。(温度・湿度管理も行う) ② ご利用者の意向に対し、否定せず、声掛けを工夫しモチベーションを上げ、意欲的に行動（現存機能の活用）できるよう促す。また、個々の状態や生活パターンに合わせ寄り添ったケアにも心掛ける。 ③ ご利用者を第一に考え、時間（業務）に追われることなく、余裕をもってケアにあたり、毎日、個々の目標を持って取り組み、充実した1日を過せるようにする。 ④ 申し送りを徹底し、家職員、他ユニット、多職種で連携を図り、安心した生活が送れるよう統一したケアを行う。
(2)食事	<ul style="list-style-type: none"> ① 個々の食事現状を把握し、変化している場合は、食事形態の見直しや食事時間の変更も臨機応変に対応、ベストな状態で「美味しいものは、より美味しく」食べて頂けるようにしていく。 ② 目で見て楽しめる盛り付けや、食欲が出るよう工夫していく。
(3)入浴	<ul style="list-style-type: none"> ① 個々の入浴形態や入浴方法を、適宜、見直し、工夫しながら統一したケアを提供していく。 ② 気分良く入浴して頂けるよう、好みの湯温や好きな音楽を流し、ゆったりと入浴して頂く。 ③ 入浴剤等を使用し快適な入浴をして頂く。 ④ 皮膚の状態観察を行い、皮膚トラブルを未然に防ぐ。
(4)排泄	<ul style="list-style-type: none"> ① 可能な限りトイレで排泄ができるよう促す。 ② 排泄パターンを把握し、体調や状況に応じパットの見直しを行い、皮膚トラブルや尿臭の軽減に努め、快適に過ごして頂く。

(5) 認知症 ケア	<p>① 安心して生活を送れるよう、状況に応じた介護・生活支援を行っていく。 （個々の状態に合わせた心のケア、家族のような人間関係を築く）</p> <p>② 意思を尊重すると共に、日々の状態変化に合わせ柔軟に対応。また、訴えや行動を否定せず、その行動（背景）にあるものは何かを考え、多職種で連携し、居心地の良い場になるよう、一人ひとりに合わせたケアを提供していく。</p>
---------------	--

4. その他の取り組み

- 誕生会の実施（食事形態に合わせたケーキでお祝いをする）。
- 家料理（季節の物を味わって頂く）。
- 個々との関りを大切にする。特にベッド上の方とのコミュニケーションを図るため、マッサージ等をしながら会話を進め信頼関係を深めていく。
- アクティビティを充実させ、意欲的に生活を送れるよう支援していく。
（会話から、求めているものを引き出し、それを提供できるようにしていく。）

令和4年度 こもれびの家 事業計画（北棟）

1. 家目標

喜怒哀楽の感情をしっかり受け止め、最後までその人らしさを大切にしておく。

2. 具体的な方針

- (1) 行動を最初から否定せず、何故、この行動に移ったのかを考え、気分良く生活が送れるよう、言葉遣いなどには特に注意する。
- (2) 最後まで口から食べ、言葉を発し、手足を動かし、笑い声が自然と出るようお手伝いをさせて頂く。
- (3) コロナ禍により、家族との面会や外出制限はあるものの、少しでも気分転換が図れるよう、ちょっとした会話などを楽しめる時間と場所を設ける。
- (4) 介護のプロとして“分からなかった”とすることがないように自分の行動に責任を持つ。

3. 生活面について

(1)生活面	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人の生活スタイルや日々の変化に合った起床対応を行う。 ② 申し送りを徹底し、統一したケアが提供できるよう取り組む。 ③ アクシデント、ヒヤリハットの報告は速やかに報告し書面化する。 ④ 感染症対策を怠らない。(マニュアルを念頭に) ⑤ コロナ禍により、家族との対面面会が制限されている中でも、電話連絡の際は近況報告を行う。 ⑥ くつろげる場を設ける。(冬には炬燵を設置するなど、居心地の良い環境づくりに努める) ⑦ 観葉植物や季節の鉢花を配置し、目でも楽しんで頂く。 ⑧ 現存機能を低下させないよう、丁寧な言葉掛けをしながら軽度の運動を促す。 ⑨ 起床や離床時、寝具の乱れや汚染物を確認、清潔と整理整頓に心掛ける。 ⑩ 同じ目線に立ち、会話やお茶を楽しむ時間を設ける。 ⑪ 車椅子以外で過ごす時間を設け、安楽な体位と時間をつくる。
(2)食事	<ul style="list-style-type: none"> ① これから楽しい食事の時間が始まる、と期待できる雰囲気づくりをする。 ② 配膳の際はメニューの説明に心掛ける。 ③ 自助具・食べ易い食器等を用い自力摂取を促す。 ④ 個々に合ったテーブルの高さ調整や、体位なども見直す。 ⑤ 咀嚼・嚥下状態に合った食事が提供出来るよう厨房と連携を密にする。 ⑥ 食事中は食事に集中出来るような環境づくりをする。 ⑦ 摂取状況に応じ、補助食品や嗜好品を用い栄養面を補う。 ⑧ 土曜日の味噌汁作りを一緒に楽しむ。 ⑨ 食後は美味しい飲み物で一息、和みの場を作る。 ⑩ 毎食後の口腔ケアを実施。

(3)入浴	<ul style="list-style-type: none"> ① 羞恥心に配慮した言葉掛けや肌の露出に注意する。 ② 浴室内の温度に注意する。(適温保持) ③ 肌トラブル対策。(入浴剤、保湿クリームなど使用) ④ 季節の菖蒲湯や、ゆず湯を実施。
(4)排泄	<ul style="list-style-type: none"> ① 羞恥心を念頭に、言葉遣いには特に注意する。 ② 個々の排泄パターンを見出し対応にあたる。 ③ 臀部状態に応じ保湿剤を使用する。 ④ 尿臭対策に心掛ける。 ⑤ トイレで快適な排便を促せるようにする。
(5)認知症 ケア	<ul style="list-style-type: none"> ① 今、何を求めているのか話を聞く。 ② 行動を抑えるのではなく一緒に時間をつくる。 ③ より良いケアを提供するため多職種での協力を得る。 ④ 即、対応できるよう介護職員は冷静さを失わないようにする。

4. その他の取り組み

- 誕生会の実施。(本人の希望するケーキを提供(ぼたもち、水ようかん等))
- 花壇で野菜作り。(なす、きゅうり、トマト等)
- 家料理。(季節の野菜収穫時に、馴染みのあるメニューを調理し一緒に食べる)
- 昼食前、レク体操(北国の春)の実施。

1. 年間目標

- (1) 持病があっても健やかで快適な毎日が送れるよう支援します。また、苦痛を取り除き、「して欲しいことは何なのか」を常に考えたいと思います。
- (2) 積極的に入居者とかかわる中で『いつもと違う』と云うことに気付ける人間性と専門性を持ち備えた看護師になれるようスキルを磨いていきます。
- (3) 新型コロナウイルスについては、これまで同様、感染防止に努めることはもちろん、日々厚労省や県から更新される情報や通知等、漏れなく収集し、得た情報は適宜現場に周知していきたいと思います。また、それらに係る研修会への参加も積極的に行っていきます。
- (4) 終末期においても施設生活が安心して送れるよう、多職種との連携・協働体制を深め必要とされる知識・技術についても共に学習し、最期まで寄り添い支えていきます。
- (5) 職員の健康管理にも留意し、定期健診は基より、個別の相談などにも対応できるよう専門知識の向上と時節に合った管理指導に努めていきます。

2. 入居者及び職員の健康管理

- (1) 定期健康診断
 - a. 入居者・・・年1回の基本検診、胸部レントゲン（結核検診）
 - b. 職員・・・年2回の基本検診（夜勤業務従事者）、年1回の基本検診（一般）
 - c. 腰痛検査・・・年2回の問診と適宜専門医診察（介護職員）
- (2) 健康状態の把握
 - a. 体温・脈拍・血圧の測定を定期的に行い、状態に応じてパルスオキシメーターでの酸素飽和濃度を計測、腸雑音の聴取と観察など行うことで体調の変化を観ていく。
 - b. 食事量、水分量の把握。
 - c. 排便コントロール、排尿量、性状の観察に努めていく。
 - d. 定期的な回診の継続と処方薬の管理
 - e. 受診については、ペースメーカーチェックや胃瘻チューブの交換など定期的なものをはじめ、緊急・急変時の対応をする。
- (3) 疾病の予防
 - a. 感染症対策
 - b. 基礎疾患の悪化防止
 - c. 褥瘡予防
 - d. 誤嚥性肺炎予防
 - e. 基礎疾患の悪化・再発を防ぐ
- (4) 職員の健康管理の指導
 - a. なんでも勉強会の活用
 - b. インフルエンザ予防接種実施
 - c. 新型コロナウイルスのワクチン接種への促し

(5) 新型コロナウイルスについての勉強会の開催

- a. 標準予防策とは
- b. ゾーニングの必要性
- c. 基本的な対処方針

(6) 喀痰吸引・経管栄養の医行為指導

2. 勉強会の年間計画

	テーマ	担当者
4月	新型コロナウイルス感染症について いいたてホームとしての対応・対策	菅野（若）
5月	観察することの注意点と急変時の対応と報告について	菅野（若）
6月	食中毒予防、環境衛生	菅野（ミ）
7月	服薬管理、外用薬の適切な使用法	菅野（若）
8月	脱水と熱中症対策	菅野（ミ）
9月	栄養と皮膚トラブル	佐藤
10月	インフルエンザ	菅野（ミ）
11月	ノロウイルス感染症、汚物処理の演習と方法について学ぶ	菅野（若）
12月	排泄と褥瘡	菅野（若）
1月	認知症の理解とケア	佐藤
2月	腰痛予防とストレッチ	佐藤
3月	まとめ	佐藤

3. 医務室における日課計画表

	午 前	午 後
日 課	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間状況の把握 ・入居者の一般状態確認 ・受診通院の調整 ① 朝食援助 ② 医療処置 ③ バイタルチェック ④ 処方薬の管理 ⑤ 生活援助 ⑥ 機能訓練 ⑦ 昼食援助 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ ケア会議出席 ⑨ 入浴後の衛生処置など ⑩ 医薬品と衛生材料の補充 ⑪ 配薬 ⑫ 夜勤者への申し送り ⑬ 夕食援助 ⑭ 記録

4. 医務室における年間・月間・週間内容

	看護職が主体に担う	多職種と連携して行う業務
年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 ・医療従事者としての勉強会開催 ・施設内診療の調節と介助 ・予防接種 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン作成 ・受診介助 ・機能訓練 ・LIFE への入力 ・入退院の対応 ・行事への参加
月 間	<ul style="list-style-type: none"> ・体重測定 ・衛生材料管理 ・なんでも勉強会の実施 ・常備薬点検 ・勤務表作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各行事への参加 ・各会議への出席 ・各委員会への参加 ・予定表提出
常 時	<ul style="list-style-type: none"> ・定期回診日の診療補助 ・処方薬分包 ・薬品発注、受理 ・処方薬の把握と服薬指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境、器具の点検と整備 ・通院の介助 ・施設内研修の企画

1. 基本方針

「美味しく食べて にこにこ長寿」

日々変化する体調に対応できるよう調理スキルを高め、一人ひとりに寄り添った食事を提供し、美味しさと笑顔を届けられるよう努めて行く。

2. 食事サービスの具体的な施策

① 栄養ケアマネジメント実施
<ul style="list-style-type: none"> 状態を把握し、多職種協働で計画に基づき栄養ケアを実践して行く。 定期的にモニタリング・評価・判定しながら改善に繋げLIFEと連動させる。
② 給食管理
<ul style="list-style-type: none"> 口から食べて頂く事を大切に、安全で美味しく心と身体の栄養を補える食事の提供。(一人ひとりの嚥下状態に合わせた食事形態で提供しメリハリをつける。) 食事の品質やご利用者の声、摂取量などを評価し献立に反映させる。(食べる楽しみを感じられるよう嗜好や体調も考慮する。) 衛生管理の徹底。新型コロナを含む各種感染症や食中毒予防に努め、専門機関の検査を受け環境衛生を保つ。(自身の体調管理にも十分気をつける。) 災害非常時に備え食料等の備蓄と期限管理。また、マニュアルの見直しと年1回は非常食の提供(訓練)を実施する。
③ 食の楽しみの工夫
<ul style="list-style-type: none"> 季節の物や親しまれている食材を取り入れ、食事を楽しむことができるようにする。食べたくなるような料理や盛り付けを工夫して行く。 直営給食ならではの柔軟な対応で、出来立ての美味しさを提供。コロナ禍でも安全にできる行事食の提供や調理レクリエーション等を企画し、家庭的雰囲気と一緒に楽しむ。 新しいアイデアを盛り込んだ手作りケーキで、特別感と誕生会の雰囲気を演出する。(敬意を込めお祝いの気持ちを表現する。)
④ 真空調理を取り入れ調理スキルを高める
<ul style="list-style-type: none"> 創意工夫とマニュアル作成、技術向上で作業効率アップに努める。 調味料使用料50%減でコスト抑制。減塩でも美味しく食べられるようにする。 食材の有効活用でSDGsに繋げて行く。 非常食にも活用。緊急時でも食べ慣れた味、食べ易い形状で提供する。(BCP災害対応に備える。)
⑤ 多職種との連携
<ul style="list-style-type: none"> 家会議、委員会を通して多職種と情報を共有し、常にご利用者の状況を把握する。 現場の声が直に伝わる利点を活かし、課題クリアのため皆で連携し取り組む。 給食会議を開催し、より良い食事を提供するために反省や改善について話し合う。

3. 季節を五感で感じられる楽しみな行事食の提供

月	行事	月	行事	月	行事
4	お花見	8	お盆、納涼祭	12	クリスマス会、餅つき、大晦日
5	母の日、柏餅作り	9	敬老会、秋彼岸	1	新年会、七草、小正月
6	父の日	10	開所記念日	2	節分
7	七夕、土用の丑	11	芋煮会	3	ひな祭り、非常食訓練、春彼岸

令和4年度 いいたて在宅介護支援センター
指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 基本方針

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、常に、ご利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整しながら、在宅での生活が継続できるよう支援していく。

(1) 信頼関係の構築

ご利用者とそのご家族の方とのコミュニケーションを重視し、おかれている立場の把握や内外的な要因を取り除くことによって信頼関係を得る。

(2) 課題を正確に捉える

アセスメントを正確に行うことによって、ご利用者及びご家族の抱える課題や問題と向き合う。

(3) 情報提供をする

介護保険制度を基に、必要とされる介護サービス提供等の情報等を理解し易く説明する。また、現状の社会資源に関する情報も提供していく。

(4) モニタリングを行う

身心の状態や生活環境等を的確に把握し、自立支援に向けた必要なサービスが提供できるよう、定期的モニタリングに努める。

(5) ご利用者の立場に立つ

常に、ご利用者の立場に立ち、何が今必要とされているかを一緒に考え、対応することに努める。

2. 具体的な施策

《ケアマネジメントの充実》

(1) アセスメント（課題分析）

ご利用者及びご家族の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし状態像を十分に把握する。

(2) サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

ご利用者及びご家族、サービス事業所が参加し、直面する課題や要望を直接会って確認することで、その思いをチーム全員が受けとめ、利用される側が「支援チーム」に支えられているという実感をもって頂く。

(3) モニタリング（サービス実施状況の把握及び評価）

モニタリングは、継続的なアセスメントでもあり、ご利用者やご家族の要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくと共にサービスの実施状況も確認する。

(4) 居宅サービス計画の見直し（再アセスメント）

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じた場合、その内容を分析し、状態の変化及びニーズを把握することで、新たな居宅サービス計画に繋げる。

(5) 給付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「給付管理票」を翌月10日まで作成し、県国民健康保険団体連合会に提出する。

3. 重点事業目標

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る対応

- ① ご利用者及びご家族に対し、感染症予防方法等について情報提供。
- ② 感染の不安から、サービス利用を控えているご利用者に対し、心身の状況確認を行いながら、各サービス事業所と連携しケアプランの見直しを実施する。

- ③ 感染が確認されている地域（他県）からの帰省者等（往来）があった場合のサービス利用について、利用停止や利用延期が生じる場合もある旨、ご利用者及びご家族に説明と了承を得ておく。
- (2) 災害時リスク・アセスメントシート（課題・対応策整理票）の作成。
 - ① 災害時の課題を個々に整理し、医療機関や住居対策、避難支援等を検討しケアプランに反映する。
 - ② 優先的に避難を要するご利用者や、安否確認を優先するご利用者の情報共有。
- (3) ご利用者及びご家族に対して、居住地の福祉サービス情報を提供し、希望するサービスを選択、サービスに繋げる。
 - ① 居住地のサービス事業所等の情報提供
 - ② 居住地のインフォーマルサービスについての情報提供
- (4) 月1回のモニタリング以外に電話連絡で状態を常に把握し、個々の居住地での孤立や意欲低下を未然に防ぐよう対応する。
- (5) サービス利用事業所から利用状況等の情報を得、利用内容や頻度の見直しにより、ご利用者の状況に沿ったケア計画を提供。
- (6) 医療と連携を図り、ご利用者の疾病に対する理解と、緊急時の対応について確認を行い、状態の把握に努める。
 - ① 入院の情報を確認した場合は、速やかに「入院時情報提供シート」を作成し、入院先の病院へシートを持参、又は、FAXを送り情報を共有する。
 - ② 病院と連携し、状態の確認を行いながら、退院後のサービス利用の見直しについて検討、退院後のサービス利用がスムーズに行えるようにする。
 - ③ 入院前と比較して、明らかに状態が変化した場合は、区分変更（介護の見直し）について家族に説明し手続等の申請代行を行う。
- (7) 職員間の情報交換、課題の共有、相談業務の活性化を図る。
- (8) 要介護認定調査の実施。
 - 村からの認定調査委託により、1ヶ月に6件程度目安に実施する。

4. 介護支援専門員の資質・専門性の向上

- (1) 研修会に積極的に参加し、専門知識の習得に努め資質の向上に努める。
 - 介護保険制度改正に伴う情報を収集し、周知徹底する。
- (2) 不満や苦情について、迅速かつ適切な対応が図れるようにする。
 - 受付時の対応について、相手に不安を与えないよう対応する。
- (3) 秘密保持厳守及び個人情報の取り扱いを適正に行う。
 - 言動に注意し秘密保持厳守に努める。
- (4) 困難事例ケース検討及び新規ケースの情報を共有し、事業所全体で当事業所居宅依頼ケースのケアに取り組む。

5. 在宅介護への支援

- (1) 介護保険制度及びサービス内容を周知する。
- (2) 介護方法及び社会資源の利用について周知する。

6. 各関係機関と連携の強化

- (1) 地域包括支援センターを始め、各関係機関との連携を密にし、ニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。
- (2) 地域包括支援センターと随時困難事例等の検討会を開催し、改善方法等について検討していく。
- (3) 地域ケア会議に参加し、各関係機関が抱える問題点について、情報を共有する。

1. 基本方針

介護保険法改正に伴う関係書類の総点検と見直しを行うと共に、新たな制度導入に対応できるよう情報収集を行い、関連作業（手続・報告等）を迅速に処理していく。

また、人材不足が法人運営を困難なものにしていることから、人材確保のための企画提案や環境整備等について取り組む。

2. 具体的な内容

(1) 育児・介護法改正に伴う書類等の整備

育児・介護休業等に関する規則の改正と、職員への説明（改正内容）を行う。

(2) 介護職員処遇改善支援補助金の活用

昨年度末に施行された制度を本年度も、算定方法に基づき賃金のベースアップを図る。

(3) 書類の点検と見直し

各種業務に係る関連記録やマニュアルの整備状況の総点検と見直し。

(4) 業務の効率化

勤怠管理ソフト導入に伴う一括管理と事務効率の向上を目指す。また、職員への説明も併せて行う。（自己管理の徹底）

(5) 後方支援の役目を担う

規則や規程等の改正に伴い、各事業所が理解し活動し易いよう、従来通り説明会等を開催、後方サポートを行う。

(6) 財源の維持確保

① 適切な予算の執行

効率及び効果的にできるよう努める。

- ・ 各委託契約等の内容の検討（施設内で出来るものは施設で行い無駄を省く）
- ・ 簡易な遣り取りはメール等で行う。（時間、配送の節約）

② 補助事業の活用

適した補助事業を見つけ出し活用する。

(7) 人材確保

昨年に引き続き、新たな広報活動、環境整備に努め人材確保に繋がる取り組みを提案して行く。

- ・ 施設のPRや職員募集等をSNSで出来るよう構築と準備
- ・ 業務の見直しを図る（直接介助と間接介助、それ以外の業務）

3. その他

必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の事務所内での勉強会を開催